

Renaissance



弁護士法人

愛知総合法律事務所

ル

ネ

サ

ン

ス

2023.8

暑中お見舞い申し上げます

No.58

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男	弁護士 西尾 進	弁護士 尾関 栄作	弁護士 檀浦 康仁	弁護士 勝又 敬介	弁護士 渡邊 健司
弁護士 水野 憲幸	弁護士 森下 達	弁護士 奥村 典子	弁護士 小宮 仁	弁護士 遠藤 悠介	弁護士 横井 優太
弁護士 服部 文哉	弁護士 米山 健太	弁護士 中内 良枝	弁護士 居石 孝男	弁護士 田村 祐希子	弁護士 深尾 至
弁護士 佐藤 康平	弁護士 鈴木嘉津哉	弁護士 安井 孝侑記	弁護士 加藤 純介	弁護士 黒岩 将史	弁護士 三宅 祐樹
弁護士 牧村 拓樹	弁護士 岩田 雅男	弁護士 田中 隼輝	弁護士 丸山 浩平	弁護士 小出 麻緒	弁護士 長沼 寛之
弁護士 西村 綾菜	弁護士 中村 展	弁護士 松山 光樹	弁護士 鈴木 智大	弁護士 浅野 桂市	弁護士 加藤 怜樹
弁護士 浅井 航	弁護士 藤本 健太郎	弁護士 黒田 雅明	弁護士 藤村 衛	弁護士 森田 侑実重	弁護士 山田 瑞樹
弁護士 清水 良恵	弁護士 坪内 みなみ	税理士 大橋 由美子	税理士 大橋 信義	司法書士 日下部 敬太	社会保険 労務士 小木 曾裕子
社会保険 労務士 大内 直子					

愛知県弁護士会・岐阜県弁護士会・三重弁護士会・静岡県弁護士会・第一東京弁護士会所属・神奈川県弁護士会・大阪弁護士会



この事務所報は再生紙を使用しております。

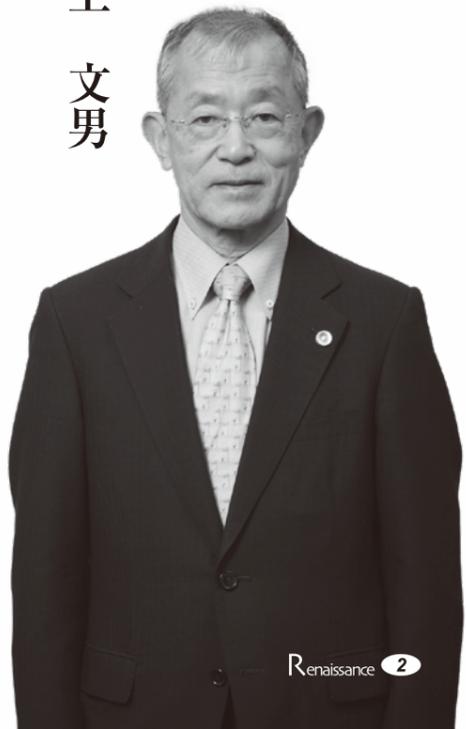
愛知総合法律事務所

検索

<https://www.aichisogo.or.jp>

ルネサンスの読者の皆様、 暑中お見舞い申し上げます。

代表弁護士 村上 文男



新支所開設と今後の課題

1 全国展開

弁護士法人愛知総合法律事務所は現在全国展開を進めております。皆様のお支えのおかげで、コロナ禍にも関わらず東京自由が丘事務所開設からはじめ、津事務所、静岡事務所、刈谷事務所、四日市事務所と開設しております。更には今年になって二月に十八番目の横浜事務所と十九番目の大阪心斎橋事務所を同時開設し、コロナ禍に入ってから合計七か所に全国展開をすることができました。

極端な弁護士不足でした

が、任官の転職者が二名入所してくれましたので、開設にこぎつけることができました。また、今年開設した二支所はご依頼いただく件数が共に開設時から順調に増加しており、ほっとしております。最近の支所展開は今までの異なり、開設直後から事件の依頼があり、経営の視点からの悩みは少ないです。これも日頃から皆様にご愛顧いただきありがとうございます。感謝しております。

2 今後の支所展開の課題

現状は年間複数の支所展開を進めておりますが、弁護士の確保が大きな課題です。

の改革と外からの応援も得て、課題を克服していかねればならないです。チャンスの中にピンチが潜んでいることを肝に銘じて、全国展開を進めていきます。

今後も皆様のお役に立つ法律事務所として更なる精進をまいりますので、より一層の叱咤激励とお力添えをお願い申し上げます。

新入所弁護士に対する期待と今後

共同代表弁護士 横井優太



定しております。また、新人弁護士は、入所から4か月間は、終業時に、その日に学んだことや疑問に感じたことを弁護士全員が閲覧できる電子会議室に投稿しています。所長弁護士による指導と他の部署の弁護士からのアドバイスを受けながら、活躍することができます。

なお、令和5年は、遠隔地にいる所員が一体となって働く体制を更に推し進めていきたいと考えております。早ければ夏頃に、インターネット環境を利用した外線・内線通話(クラウドPBX)を全事務所に導入し、支所同士の内線通話や電話転送を可能とする予定です。また、コロナ禍で自粛していた所内行事を再開し、お互い顔の見える関係を強化していきます。

新たに入所した弁護士には、これらの試みについて中心的な役割を担い、一人前の弁護士として成長していくことを期待しています。

弁護士法人愛知総合法律事務所では、令和5年1月に75期の坪内みなみ弁護士、清水良恵弁護士、山田瑞樹弁護士が入所しました。5月には検察官出身で73期の藤本健太郎弁護士が入所しました。それぞれ、刈谷事務所、日進赤池事務所、津事務所、横浜事務所で執務しております。

これまで当事務所に入所した弁護士は、入所後の数か月間は名古屋丸の内本部事務所に集まって研修を受け、その後各支所に赴任しておりました。しかしながら、本年からは、入所とほぼ同時に各支所に赴任することになりました。これは、新型コロナウイルスの3年間に、リモートで協働する方法を試行錯誤した結果、本部と支所、支所と支所とが連携して仕事をするのが定着したことが背景にあります。

新人弁護士の配属先は、原則として副代表を務めた経験のある弁護士が所属する支所を指



大阪心齋橋事務所所長弁護士 鈴木嘉津哉



令和5年2月1日、弁護士法人愛知総合法律事務所大阪心齋橋事務所開設とともに同事務所所長を拝命いたしました、弁護士の鈴木嘉津哉と申します。

司法試験合格後、司法修習を経て検事として任官し、約6年半にわたって検事として職務に従事し、令和4年3月に検事を退官。同年4月1日付で愛知県弁護士会に弁護士登録をすると共に、愛知総合法律事務所に入所いたしました。

その後、名古屋丸の内本部及び日進赤池事務所で勤務し、弁護士として様々な分野の事件を担当させていただきました。

大阪での生活は未経験故の不安がありましたが、開所後から現在に至るまで、お客様からのご協力もあり、つつがなく業務に取り組むことができています。

大阪心齋橋事務所では、大阪の事件のみならず、京都、兵庫、奈良、和歌山などといった近隣県での事件も取り扱っております。それぞれの地域の特色はもちろん、事件のタイプも様々です。名古屋とは違った大阪ならではのやりがいと面白さを感じながら、試行錯誤を日々繰り返し業務を遂行しています。

事務所を開設したばかりで、まだまだ至らない点も多くあるかとは思いますが、お客様に寄り添い、各ニーズに対応した事務所にしていきます。

大阪心齋橋事務所は、地下鉄御堂筋線心齋橋駅と地下鉄四つ橋線四ツ橋駅の間辺りに位置し、近くには観光地である道頓堀や心齋橋筋商店街がある街中の、アクセスのしやすい環境です。

私個人としても事務所としても、身近で相談しやすい弁護士というものを目指しておりますので、ご入用の際はどうぞお気軽に大阪心齋橋事務所へお立ち寄りください。



横浜事務所所長弁護士 牧村拓樹

弁護士法人愛知総合法律事務所横浜事務所の所長を務めさせていただいている弁護士の牧村拓樹と申します。

私は愛知県の当事務所に入所して弁護士業務を行い、地域のお客様を悩ませている問題の解決に取り組んでまいりました。その後に静岡県の浜松市と静岡市に支所を開設し、所長に就任。そしてこの度、横浜市にも支所をオープンすることになりました。これで私が直接開設に関わったのは、3支所目となります。

横浜という街は、学生のときから好きな街の一つでした。そのような地で支所を開設できて嬉しい限りです。開所早々から忙しい日々を過ごしており、観光する時間も取れないでいますが、この場所に馴染むためにも時間を見つけて横浜を楽しみたいと思っています。

今日までに、当事務所へのアクセス障害をなくそうと、支所展開をして拡大してきました。浜松市と静岡市への支所開設とは異なり、今回は都市部での支所開設となります。しかし、都市部においても、まだまだ弁護士には相談しにくいと感じる方もいるかと思えます。そのような方が相談しやすい環境を作るためにも、これまでと同様に、横浜市においても、悩んでいることがあったときに、気軽に弁護士に相談をしようと思えるような事務所にしていきたいです。

当事務所は、初回の相談は無料で行っています。悩んでいることがあれば、ひとまず、ご相談していただければと思います。また、初回無料の電話での相談も実施しており、誰でも気軽に弁護士に相談できる事務所づくりを心掛けております。横浜事務所が、横浜市の方々に、弁護士に相談してみようと思っていただけるような事務所となるように、横浜事務所職員一同努めてまいります。

当事務所にも、以前までの支所と変わらぬご支援・ご厚情賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



入所の挨拶と元検察官の 経験から今後の抱負



弁護士
藤本健太郎

この度、弁護士法人愛知総合法律事務所に入所いたしました弁護士藤本健太郎と申します。

前職は検察官として横浜地方検察庁等で勤務し、刑事事件の捜査・公判に従事してまいりました。

これまで刑事事件を扱う中で、証拠に基づいて判決の基礎となる事実を認定する力や被疑者や被害者の方々の事情聴取を行い、事件を解決するための能力を養ってきました。愛知総合法律事務所へ入所して、しばらく経ちました。様々な業務に取り組み中、検察官時代に

培った、事実認定を行ってきたことや事件関係者などからお話をうかがい解決に導いてきた今までの経験が活かされていると実感しております。

弁護士は、刑事事件に加え、多種多様な民事事件も担当します。そのため、今まで取り扱ったことのない未知の分野についても、日々勉強を重ねていきます。そうすることで研鑽を積み、最良の結果へとつなげられる頼りがいのある弁護士になれるよう、日々精進していく所存であります。

相続土地国庫帰属制度 について



弁護士
服部文哉

相続土地国庫帰属制度とは、令和五年四月二十七日に新しくスタートした制度です。

相続又は遺贈により土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件のもとで土地を手放して国庫に帰属させることが可能となりました。これまでは、相続財産の中に不要な土地があっても、一部の財産のみ相続放棄するということができず、その他の財産の相続を望む相続人は不要な土地についても取得しなければなりません。しかし、この制度を利用

用することにより、一定の要件を満たす不要な土地については国に所有権を移すことができるようになります。ただし、審査手数料及び負担金の支払いが必要となります。

なお、この制度は、制度開始前に相続された土地についても対象となります。心当たりのある土地を所有する場合は、今後心配な土地がある場合は当事務所の弁護士、司法書士等へ相談いただければ、お悩みを解決できるかもしれません。

り、ゴールデンウィークに神戸まで旅行に行ってきました。屋外を歩いている時や周りに他人がいない時には、マスクなしでの活動ができました。これから少しずつノーマスク生活に移行していきたいですね。

3. 最近の印象に残った出来事

私事ですが、昨年末に結婚いたしました。年齢的なものもあってか、最近周囲で結婚式が頻発しています。仕事と結婚式の準備が中心の生活となっておりますので、友人の結婚式に招待された際、友人をお祝いする傍らで自身の結婚式の参考になるものを探っています。

4. 今後の支所目標

今年1月、津島事務所前所長から引き継ぎ、新たに津島事務所の所長に就任いたしました。津島市、愛西市及び周辺地域の皆様のお力になれるよう、前所長の頃以上に尽力する所存です。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

支所だより

1. 事務局とのかかわり

津島事務所には事務局1名が新瑞橋事務所に異動になり、代わりに日進赤池事務所から新たに事務局1名が津島事務局の新メンバーとなりました。送別会と歓迎会を実施し、津島事務所全員で士気と一体感を高めました。

2. コロナ5類移行による生活の変化

コロナが5類感染症との扱いに変更されたことによ

1. 事務局とのかかわり

3月までに事務局の異動があり、心機一転、新しいメンバーと事件処理に取り組んでおります。経験豊富な新しい事務局と共に、臨機応変にお客様のサポートをしてまいります。

2. コロナ5類移行による生活の変化

5類に移行しましたが、ウイルスの感染力が弱くなるわけではありません。引き続き感染症対策をしております。私もお昼に外を歩いたり、休日に公園で過ごしてみたり陽の光を浴びるよう心がけております。

3. 最近の印象に残った出来事

ゴールデンウィーク中、約25年ぶりに動物園を訪れました。動物を見ているのか、人を見ているのか、わからないほどの混雑ぶり。ボランティア解説を聞きながらまわりましたが、解説員の方も今日の人数は異例であると仰っていました。

滞在時間は3時間という短いものでしたが、賑わっている光景により、以前までの生活が戻りつつあることを実感できた良い出来事でした。



弁護士
三宅祐樹
藤が丘事務所

津島事務所

弁護士
浅野桂市



新副代表就任のご挨拶



副代表弁護士
水野 憲幸

令和5年4月より愛知総合法律事務所副代表に就任させていただきました水野憲幸と申します。

今まで以上に、より一層事務所全体のことを考え、皆様に、ご満足いただける体制を作り上げていく所存です。

ありがたいことに、当事務所は私が入所した時に比べて、本当に大きな組織となりました。これまで以上に皆様のご期待に応えることができるよう本部・支所併せて一丸となって職務に邁進してまいりますので、今後ともよろしくごお願い致します。



副代表弁護士
牧村 拓樹

この度、弁護士法人愛知総合法律事務所の副代表に就任しました牧村拓樹と申します。

今までは、目の前のお客様にとって満足のいく法的サービスを提供するためにどうしたらいいかを考えてまいりました。これからは眼前のお客様はもちろんのこと、当事務所全体の視点からも、お客様にとって満足がいただけるかを考えていきます。

当事務所が全国の多くのお客様に良質なリーガルサービスを提供していけるよう、誠心誠意努めてまいります。



副代表弁護士
丸山 浩平

この度、弁護士法人愛知総合法律事務所副代表に就任することになりました丸山浩平と申します。

「一隅を照らす」。私のデスクには、過去のお客様からいただいた色紙が飾られています。

私が小さな光を照らせば、当事務所で働く人たちも周りを明るくしていくでしょう。それらが集まり大きな光となれば、お客様や社会全体を照らし出せると信じています。

新たな持ち場でまずは一隅から、尽力致します。

いつもルネサンスをお読みいただきまして誠にありがとうございます。
表紙の写真はGWに義理の母の7回忌があり、秋田へ帰省したときに撮影したものです。とても優しかった義母が、生前好きだったという滝であり、木の陰で暗くなつた林の中を歩いてたどり着いた先がこのような光に照らされた景色とても神秘的でした。まるで、コロナ禍で激動の中を歩んで来られた方々に光が射すかのようです。
皆様にも明るい光が照らされますように願っています。
Y.Ooさん

編集後記
after word

ルネサンス編集委員 同



弁護士法人

愛知総合法律事務所

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号 ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277 (代表) FAX.052-971-7876

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。



無料法律相談専用回線

TEL.052-212-5275 受付時間:午前9時30分～午後5時30分

※発送先の変更停止をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)